



お知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

時 とき 所 ところ 内 内容 出 出演 対 対象 定 定員 料 料金 用 用意する物 申 申し込み・先 問 問い合わせ先 TEL 電話番号 FAX FAX HP ホームページ E メール

自転車の交通違反に対して 交通反則通告制度が始まります



4月1日から自転車の交通違反(反則行為)に反則金が科される、「交通反則通告制度(青切符)」が開始されます。対象は16歳以上です。

違反者には警察官から、反則行為となる事実などが記載された「青切符」と反則金の納付時に銀行や郵便局に持参する「納付書」が交付されます。交通ルールやマナーを守り、安全に自転車を利用しましょう。

☎ 交通反則通告制度について:三原警察署(TEL 0848-67-0110)
交通安全啓発活動について:生活環境課(TEL 0848-67-6178)



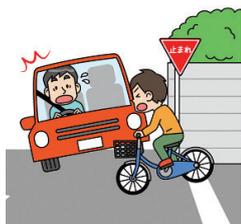
↑市庁

青切符により検挙される違反例(※これらの違反は一例です。)



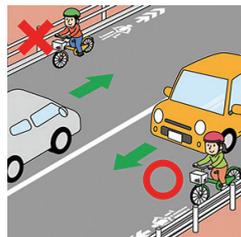
信号無視

反則金 6,000円



一時不停止

反則金 5,000円



右側通行

反則金 6,000円



携帯電話使用等

反則金 12,000円

など

物価高対応で全市民へ8,000円分の商品券を 配布しています(重点支援地方交付金(国)活用)

物価高騰対応の生活支援として、1人あたり8,000円分の商品券を配布しています。

対象の世帯へ2月19日(木)から3月10日(火)(予定)までの間、順次、ゆうパック(対面での受け取りが必要)にて送付しています。配達時に不在で受け取れなかった場合は、再配達期間中に必ずお受け取りください。

※1月に送付した事前通知はがきが届いた人で、商品券が届かない場合や、やむを得ず再配達期間中に受け取りができなかった人は、3月13日(金)までにコールセンターへ問い合わせてください。

☑ 令和8年1月1日時点で市の住民基本台帳に登録されている人



市庁 →

※注意※

商品券の配布について、市役所から電話をかけて銀行やATMへ誘導したり、口座番号を聞き取ったりすることは絶対にありません。不審な電話などにご注意ください。

☎ 市商品券配布事業コールセンター
(TEL 0120-080-205※3月31日(火)までの土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分)

市民と議会をつなぐ意見交換会を開催します

「市民の多様な意見を把握する」という議会基本条例の規定を踏まえ、議員と市民の意見交換会を開催します。委員会ごとにテーマを設定して行います。いただいた意見は、今後の活動の参考にします。参加を希望する人は当日直接会場にお越しください。

※意見交換会終了後、議場の見学もできます。

🕒 14日(土)10時～12時(受付は9時30分から)

📍 市役所本庁7階 議事堂

🏠 各会場30人程度(3つの会場で同時に開催し、会場間は自由に移動できます。)

📞 議会事務局(TEL 0848-67-6137 FAX 0848-63-4545)

意見交換会

担当委員会	テーマ
総務財務委員会	地域おこし協力隊について
厚生文教委員会	日常生活における移動支援について
経済建設委員会	広島空港を活かした賑わいづくりについて

国民健康保険の加入・脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険の加入・脱退には、世帯主または世帯員からの届け出が必要です。

次に該当するときは、14日以内に市民課(市役所本庁1階)または各支所で手続きしてください。

📍 保険制度について:保険医療課(TEL 0848-67-6050)
税額について:市民税課(TEL 0848-67-6030)
税の納付について:税制収納課(TEL 0848-67-6035)

手続きが必要な異動の種類

国保に加入する場合	国保を脱退する場合	その他の場合
他の市区町村から転入した	他の市区町村へ転出する	転居した
職場などの健康保険をやめた	職場などの健康保険に加入した	世帯主が変わった
職場などの健康保険の被扶養者でなくなった	職場などの健康保険の被扶養者になった	世帯を分けた、一緒にした
子どもが生まれた	被保険者が死亡した	子どもが修学のため、別に住所を定めた
生活保護を受けなくなった	生活保護を受けるようになった	

※手続きに必要な書類は、市HPで確認してください。

※国保の資格確認書などは、マイナンバーカードなど、官公署が発行した顔写真付き証明書で本人確認ができる場合のみ、窓口で交付します。それ以外の場合は、郵送します。



↑市HP

広報みはらの 設置場所を 募集しています!

店舗などへの新規設置を随時受け付けています。

(広報みはらは本庁舎、各支所、図書館などの公共施設や、市内・外のコンビニ、スーパーなどにも設置・配布しています。ぜひお持ち帰りください。)

📞 広報戦略課
(TEL 0848-67-6007)



宇根山家族旅行村 キャンプ場を 臨時休業します

指定管理者変更に伴う諸準備のため、宇根山家族旅行村キャンプ場を臨時休業します。

🕒 4月1日(水)～17日(金)

📍 宇根山家族旅行村キャンプ場

※バーベキューサイトと天文台は通常営業します。

📞 生涯学習課(TEL 0848-67-6147)

市HP



ご注意ください!

生活衛生・公害防止事務の窓口が県に変わります

4月1日から次の事務や手続きに関する窓口が市から県に変わります。

	生活衛生に関する事務	公害防止に関する申請および届出
対象法令 (条例)	<ul style="list-style-type: none"> ●理容師法 ●美容師法 ●クリーニング業法 ●旅館業法 ●公衆浴場法 ●興行場法 ●建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ●温泉法 ●有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 ※クリーニング師試験、クリーニング師免許の受付窓口はこれまでどおり生活環境課です。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法 ●水質汚濁防止法 ●瀬戸内海環境保全特別措置法 ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ●ダイオキシン類対策特別措置法 ●広島県生活環境の保全等に関する条例
窓口	【4月1日から】 広島県東部保健所 (尾道市古浜町26-12 ☎ 0848-25-2011) 【3月31日まで】 生活環境課 ☎ 0848-67-6178 <div style="text-align: right;"> 県☞  </div>	【4月1日から】 広島県東部厚生環境事務所環境管理課 (尾道市古浜町26-12 ☎ 0848-25-2011) 【3月31日まで】 生活環境課 ☎ 0848-67-6168 <div style="text-align: right;"> 県☞  </div>

引っ越しが決まったら水道企業団へ届け出を

引っ越しが決まったら、必ず水道企業団に連絡してください。

異動の届け出がない場合、使用してなくても以前住んでいた場所で基本料金がかかります。



↑企業団☞

異動の種類	届け出る内容
市内転居 ・ 市外転出	お客様番号 、現住所、名前、引っ越し日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用開始日

☎ 広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課
(☎ 0848-64-2243) ※必ず「市外局番」からダイヤルしてください。

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号	検針日
0123-045678-01	
お客様番号	
スドウ タロウ 様	
使用期間	
用途	メーター番号
	口径
	mm
今回指針(+)	
前回指針(-)	
旧メーター水量(+)	
m ³	
今回使用水量	
m ³	
前回使用水量	前年同期使用水量
m ³	m ³
請求年月	

公共下水道を使用できる区域が広がります

31日(火)から、次の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。

【対象区域】城町一丁目、宮浦一丁目、皆実二・三・六丁目、中之町二丁目、西宮二丁目、本郷南三・四・五丁目のそれぞれ一部地域

☎ 下水道整備課 ☎ 0848-67-6049

令和7年3月31日時点で使用可能区域内の接続率は93.5%です。公共下水道に接続すると、衛生的に生活でき、川や海の水質保全にもつながります。

公共下水道には早期に接続しましょう。使用可能区域になって3年以内に接続する場合、融資あっせん制度が利用できます。



市☞↑

悪質な業者に十分注意を!

「市の委託で管の点検・清掃に来た」と、契約や代金の支払いを迫る業者がいます。市はこのような業務を業者に委託していません。